

長井市犯罪被害者等見舞金支給規程を次のように定める。

令和5年4月1日

長井市長 内谷重治



長井市犯罪被害者等見舞金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長井市犯罪被害者等支援条例（令和5年市条例第2号）第8条の規定に基づく支援として実施する、犯罪被害者等が受けた被害からのいち早い回復及びその後の生活維持を図るための犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 傷害 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上で、かつ、病院に3日以上入院することを要するもの（疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であるもの）をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は犯罪行為により傷害を負った犯罪被害者に対し、見舞金を支給する。

- 2 前項の犯罪被害者は、当該犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において、本市が備える住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）又はそれに準ずる者として市長が適当と認める者とする。

(見舞金の種類及び額)

第4条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 50万円（傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る被害に起因して死亡した場合に限る。）にあっては、40万円）

(2) 傷害見舞金 10万円

(見舞金の支給対象者)

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者又は犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が支給対象者と認めた者

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第一順位の遺族とすることができる。

3 傷害見舞金の支給対象者は、犯罪被害者とする。ただし、犯罪被害者が、未成年者又は当該犯罪被害による負傷又は疾病などにより申請が困難と認められる場合は、第1項各号のいずれかに該当する者が、犯罪被害者の代理人として申請することができる。

4 第2項の場合において遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対して行った遺族見舞金の支給及び第3項の場合において代理人としての親族の1人に対して行った傷害見舞金の支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(見舞金の支給制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合、その他の当該親族関係が破綻して

いたと認められる事情がある場合については、この限りでない。

- (2) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族に、当該犯罪行為を教唆し若しくはほう助する行為をし、過度の暴力行為若しくは脅迫行為を行い、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発し、又はその他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為をするなど、その責めに帰すべき行為があった場合。
- (3) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族が、長井市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合。
- (4) 犯罪被害者が、当該犯罪行為を容認していた場合。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は犯罪被害者遺族と加害者との関係、その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合。

（見舞金の支給申請）

第7条 遺族見舞金の支給の申請をしようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、長井市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の日を証明することができる書類又はその写し
- (2) 犯罪被害者が、犯罪行為が行われた時において市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (3) 申請者が、犯罪行為が行われた時において市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を確認することができる戸籍の謄本又は抄本その他のこれらを確認することができる書類
- (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- (6) 申請者が犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、犯罪被害者の第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (7) 申請者が第5条第1項第2号に規定する者であるときは、犯罪行為が行われた時において犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 傷害見舞金の支給の申請をしようとする者(以下この項において「申請者」という。)

は、長井市犯罪被害者等見舞金(傷害見舞金)支給申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が傷害を負った年月日及びその状態並びに療養に要する期間に関する医師の診断書又はその写し

(2) 申請者が、犯罪行為が行われた時において市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の申請について、やむを得ない事情によりそれぞれ法定代理人又は第5条第1項各号に規定する親族関係にある者等が代理人として申請する場合は、法定代理人であることを証明する書類又は犯罪被害者との続柄を確認することができる戸籍謄本若しくは抄本その他のこれらを確認することができる書類を申請書に添えるものとする。

(見舞金の支給申請の期限)

第8条 支給対象者は、犯罪被害を知った日から2年を経過したときは、支給申請をすることができない。犯罪被害があった日から7年を経過したときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に支給申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、支給申請をすることができる。

(見舞金の支給の決定等)

第9条 市長は、支給申請があったときは、山形県警察の意見を聴いた上で、見舞金の支給の可否を決定し、当該決定の内容を長井市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(別記様式第3号の1)又は長井市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(別記様式第3号の2)により当該支給申請をした者に通知するものとする。

(見舞金の支給の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、長井市犯罪被害者等見舞金請求書(別記様式第4号)を市長に提出することにより見舞金の支給を請求するものとする。

(見舞金の支給の取消し及び返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給の決定を取り消し、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、見舞金の支給を受けたとき。
- (2) 第6条各号に該当することが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金等の支給決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 前項の規定による支給の決定の取消し及び返還の命令は、長井市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に発生した犯罪被害について適用する。

年月日

長井市長宛て

申請者 住所
氏名
電話

長井市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

長井市犯罪被害者等見舞金支給規程第7条第1項の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪被害者	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年月日			
	犯罪行為の時点の住所	長井市			
	死亡年月日	年月日			
犯罪行為の日時	年月日		午前・午後	時頃	
犯罪行為の場所					
犯罪被害者との続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他()				
犯罪被害者との生計	<input type="checkbox"/> 住民票の同一世帯 <input type="checkbox"/> その他()				
取扱警察署	都・道・府・県			警察署	
被害届受理番号	被害届受理番号		年月日	第号	
被害の状況	(被害届の内容)				
傷害見舞金の支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
ほかの第1順位の遺族	氏名	犯罪被害者との続柄	生年月日	住所	
			.		
			.		

添付書類 ※該当する□の枠にチェックをしてください。

- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類又はその写し
- 犯罪被害者が犯罪行為の発生時、長井市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- 申請者が犯罪行為の発生時、長井市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄が確認できる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認できる書類
- 申請者が犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。)以外の者であるときは、犯罪被害者の第1順位遺族であることを証明できる書類
- 申請者が犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の遺族であるときは、犯罪行為の発生時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認できる書類
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【誓約事項】

(裏)

1 犯罪被害者及び私と加害者との間に以下の親族関係はありません。

- (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含みます。）
- (2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含みます。）
- (3) 上記(1)及び(2)以外の3親等内の親族

ただし、犯罪発生時に親族関係が事実上破綻していたと認められる事情がある場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合を除きます。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合

イ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合（当該犯罪行為により犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じた場合に限る。）

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

2 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した事実はありません。また、その他当該犯罪被害について、犯罪被害者の責めに帰すべき行為はありません。

3 犯罪被害者及び私は、長井市補助金等の適正化に関する規則（昭和57年市規則第9号）第5条の2に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他暴力団を利用するおそれがある者ではありません。

4 犯罪被害者及び私は、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたことはありません。

【同意事項】

1 私は、長井市が見舞金の支給を決定するに当たり、警察その他の関係機関に対して、この支給申請書の内容その他当該支給の決定に必要な事項について照会し、その報告を求めることに同意します。

2 この申請について第1順位の遺族が複数人いる場合又は当該支給の決定を受けた後に、ほかに見舞金を受けるべき遺族が判明した場合等、この見舞金の受給について調整が必要となる場合は、私の責任において解決します。

上記内容に相違がないことを誓約します。上記内容が事実と相違することが判明した場合は、見舞金を返還します。

年　月　日

署　名

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

長井市長宛て

申請者 住所

氏名

電話

長井市犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請書

長井市犯罪被害者等見舞金支給規程7条第2項の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪 被害者	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	
	犯罪行為の 時点の住所	長井市			
犯罪行為の日時	年	月	日	午前・午後	時頃
犯罪行為の場所					
取扱警察署	都・道・府・県			警察署	
被害届受理番号	被害届受理番号	年	月	日	第 号
被害の状況	(被害届の内容)				

添付書類 ※ 該当する□の枠にチェックをしてください。

- 申請者が傷害を負った年月日及びその状態並びに療養に要する期間に関する医師の診断書又はその写し
- 申請者が犯罪行為の発生時、長井市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- 当該申請者に代わって、3親等内の親族等の関係にある者が申請をする場合は、犯罪被害者の続柄を証明することができる戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- 当該申請者に代わって、法定代理人等が申請をする場合は、法定代理人等であることを確認できる書類
- 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類(被害届出証明書等)
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【誓約事項】

1 犯罪被害者及び私と加害者との間に以下の親族関係はありません。

- (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含みます。）
- (2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含みます。）
- (3) 上記(1)及び(2)以外の3親等内の親族

ただし、犯罪発生時に親族関係が事実上破綻していたと認められる事情がある場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合を除きます。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合

イ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合（当該犯罪行為により犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じた場合に限る。）

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

2 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した事実はありません。また、その他当該犯罪被害について、犯罪被害者の責めに帰すべき行為はありません。

3 犯罪被害者及び私は、長井市補助金等の適正化に関する規則（昭和57年市規則第9号）第5条の2に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他暴力団を利用するおそれがある者ではありません。

4 犯罪被害者及び私は、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたことはありません。

【同意事項】

1 私は、長井市が見舞金の支給を決定するに当たり、警察その他の関係機関に対して、この支給申請書の内容その他当該支給の決定に必要な事項について照会し、その報告を求めることに同意します。

2 この申請について第1順位の遺族が複数人いる場合又は当該支給の決定を受けた後に、ほかに見舞金を受けるべき遺族が判明した場合等、この見舞金の受給について調整が必要となる場合は、私の責任において解決します。

上記内容に相違がないことを誓約します。上記内容が事実と相違することが判明した場合は、見舞金を返還します。

年　月　日

署　名

様式第3号の1（第9条関係）

指令長 第 号
年 月 日

様

長井市長

長井市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長井市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

支 給 決 定 額	円
-----------	---

様式第3号の2（第9条関係）

指令長 第 号
年 月 日

様

長井市長

長井市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた長井市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	不支給
不 支 給 の 理 由	

様式第4号（第10条関係）

年　月　日

長井市長宛て

申請者　住所
氏名

長井市犯罪被害者等見舞金請求書

年　月　日付け指令長第　　号で支給決定があった犯罪被害者等
見舞金について、長井市犯罪被害者等見舞金支給規程第10条の規定により請求し
ます。

犯罪被害者等見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金	<input type="checkbox"/> 傷害見舞金
請求金額		円

様式第5号（第11条関係）

指令長第 号
年 月 日

様

長井市長

長井市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け指令長第 号により支給決定をした長井市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、次のとおり、長井市犯罪被害者等支援金支給規程第11条第1項の規定により当該支給決定を取り消すとともに、支給した見舞金の返還を命じます。

取消し及び返還の理由			
返還金額	円	返還期限	年 月 日
返還方法			

